

こんなとき、みなさんの手助けが必要です。

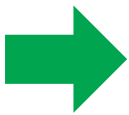
「ちょっとした手助けを必要とする人」と「ちょっとした手助けができる人」を結ぶのがヘルプカードです。みなさんも地域でヘルプカードを提示されたら、その記載内容に沿った支援をお願いします。

ひとりで対応できない場合は、周囲の人と協力して支援をしましょう。状況によって、消防署や警察署へ連絡する場合はヘルプカードに記載されている障がい名や病名、かかりつけ病院名や飲み薬の情報は正しく伝えましょう。



1 日常的に…

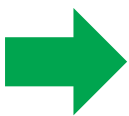
- 何か困っているような人を見かけたら…



「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。その際「ヘルプカード」の提示があったら、記載してある内容に沿った支援をお願いします。

2 緊急のとき…

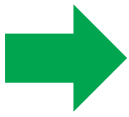
- パニックや発作などを起こしている人を見かけたら…



まず、短い言葉で優しく声をかけてください。「ヘルプカード」には、パニックや発作の際にどうしてほしいかなどが書いてあります。周りの人と協力して対応をお願いします。

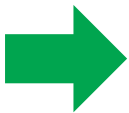
3 災害が発生したら…

- 安全な場所に避難しなければならないときに、危険を察知していない人や動けない人がいたら…



ゆっくり具体的に状況を伝えてください。「ヘルプカード」に緊急連絡先の記載がある場合には、連絡をお願いします。

- 避難所で過ごすとき、障がいのある人が困っていたら…



「ヘルプカード」を持っているかを確認し、提示があったら記載内容に沿った配慮・支援をお願いします。



配布対象者

身体・知的・精神・発達障がいをお持ちの人（手帳の所持は問いません）、難病や高齢などを理由に手助けを必要とする人

配布場所

福祉課（竜王庁舎新館12番窓口）、長寿推進課（竜王庁舎新館15番窓口）
敷島支所市民地域課（敷島庁舎）、双葉支所市民地域課（双葉庁舎）